

(3) 「おはなしぱけっと号」のデザイン変更について

ア 概要

(ア) アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務について

提出された記録によれば、アトラクション自動車「おはなしぱけっと」に係る事業立ち上げの経過は以下のとおりである。

平成15年1月9日の平成15年度当初予算知事査定の際、知事から「子ども未来センターの代わりに、大道芸や駄菓子屋や伝承あそびなどをやる図書館バスを作ったらどうか。長野モデルでやったら面白い。」との発言があった。

これを受けて、教育委員会事務局で検討を行ったが、新規事業を立ち上げるには時期が余りにも遅いこと、知事の発言も実施を指示したものとは判断できないことなどから対応しないとの結論に至った。

同年1月17日の長野モデル創造枠2次プレゼンの際、知事から図書館バスの予算案が無いことについての指摘があり、対応せよとの指示があったため、急遽予算案を作成し、1月23日の知事レクを経て、長野モデル創造枠事業として事業化された。

「おはなしドキドキぱーく事業費」は、平成15年度当初予算において、3,500万円が計上されたが、その事業内容は以下のとおりである。

絵本や紙芝居と触れあうことや伝承遊びなどを通じて、子どもたちの夢を大きく育てるため、絵本や紙芝居を備え、様々なアトラクションができる自動車（おはなしぱけっと）をNPO等と協働して運行する。

・おはなしドキドキぱーく

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、伝承遊び、大道芸などのアトラクションを行う。

・おでかけ絵本図書館

「おはなしぱけっと」が保育園や幼稚園等に出向き、絵本の読み聞かせなどを行う。

また、「おはなしドキドキぱーく事業費」の予算、契約等の概要は下記のとおりである。

(単位:千円)

項目	予算額	契約額	変更額	計
車両	31,500	4,704		4,704
架装		24,465	2,988	27,453
公演用機材	368			
小計	31,868	29,169	2,988	32,157
重量税等	110			155
計	31,978	(流用額 334)		32,312
会議開催費	325			325
絵本購入費等	1,201			1,201
その他経費	1,496	(流用額 334)		1,162
合計	35,000	29,169		35,000

このうち、車両については、一般競争入札（平成15年9月12日）により落札者を決定している。

なお、上記の架装等委託業務に関連して、20,269千円を平成16年度に予算繰越を行っている。

(イ) 架装等委託業務に係る経過について

アトラクション自動車「おはなしばけっと」架装等委託業務に係る経過の概要は、提出を受けた記録及び証人の証言等によれば以下のとおりである。

年月日	経過等
H15.5.28 ~7.25	プロデュース会議（3回開催） ・アトラクション自動車基本仕様決定
H15.7.28	プロポーザル実施に際し、知事に経過報告（教育委員会事務局）
H15.8.21	請負人選定委員会 ・プロポーザル要件決定
H15.8.26	重要機械類審査委員会 ・アトラクション自動車の導入決定
8.26~9.16	プロポーザル実施
H15.9.22	プロポーザル審査委員会開催 ・塗装デザインについて付帯意見が付く。（修正方法は事務局に一任される。）
H15.9.24	委託業者との協議 ・委員会の付帯意見について打合せ

年月日	経 過 等
H15.9.26	請負人選定委員会 ・契約業者を決定
H15.9.29	第1回修正デザイン提出 ・蜂の大きな絵が入る。
H15.9.30～ 10.30	第1回の修正デザインを検討（教育委員会事務局） ・車体塗色は、黄色から落ち着いた色へ変更することを決定
H15.10.3	委託業者と委託契約締結 ・架装費 24,465 千円
H15.10.7	教育長・教育次長に H16 重点事業レク ・次長にデザインについての知事の意向確認を依頼
H15.10.14	教育次長が知事の意向確認の結果を担当課に連絡 ・知事にデザインを見せたが、全く駄目であった。知事から知人のデザイナーに依頼したらどうかという話があった。
	委託業者との協議 ・デザイン修正の可能性を依頼するが、不可能との回答がある。 ・再度、教育次長から委託業者に依頼することとする。
	教育次長が委託業者に連絡
H15.10.15	教育次長が知事と打合せ ・知事が委託業者と知人のデザイナーが話し合う機会を設けると言っているため、経営戦略局が調整を行うこととなった。
H15.10.22	委託業者との協議 ・車体塗装色の明度変更等を指示する。
H15.10.29	知事の知人のデザイナーよりデザイン案が届く ・デザイン案は、委託業者のデザイン案をリファインしたもの。 ・経営戦略局が知事にデザイン案の確認を行う。
H15.10.30	教育次長から担当課に、知事がデザイン案を確認した結果連絡 ・知事はデザイン案は全く駄目とのことで、知人のデザイナーにデザインを全面的に任せるように話があったとのこと。
H15.10.31	委託業者との協議 ・車体塗色は、黄色から落ち着いた色へ変更することを指示する。
H15.11.4	教育次長より担当課に在京の知事後援会関係者と話し合う機会を設けたとの連絡
	委託業者とデザインの打合せ ・車体の黄色を変更することに伴い、キャラクターの蜂の差し替えを決定し、塗色は白と提案される。

年月日	経 過 等
H15.11.6	在京の知事後援会関係者と教育次長等の打合せ ・デザイナーの内諾を得てもらうよう依頼する。 ・デザイン料は100万程度かかることを確認し、著作権の関係は、正式な協定を締結するよう要求がある。
H15.11.14	在京の知事後援会関係者から経営戦略局担当者に連絡 ・デザイナーの内諾が得られたことが連絡される。
H15.11.26	第2回修正デザイン提出 ・白基調、動物数種類
H15.11.27 ~12.4	第2回の修正デザインを検討（教育委員会事務局）
H15.12.3	重点予算の知事説明の際に、知事に経過を報告（教育委員会事務局）
H15.12.5	委託業者とデザインの打合せ ・修正案のデザインでは、本県にゆかりの絵本の読み聞かせ等に関係がないため、再度検討を指示する。
12.8~10	教育委員会事務局内でデザインを検討
H15.12.17	知事の知人のデザイナーよりデザイン案の提出 ・知事が気に入らず、知事から直接連絡を取る事となる。
H15.12.19	担当課の担当者がデザイナーと打合せ
H15.12.24	第3回修正デザイン提出 ・県の天然記念物の「おこじょ」をモチーフとしたキャラクター「信州亭オハジョナ」を用いた修正案。 教育委員会事務局内でデザインを検討し、塗装デザイン決定。
H15.12.26	担当課の担当者が車両架装業者と打合せ 委託業者とデザイナーが打合せ
H16.1.13	架装デザイン、内装デザイン、テント等のデザイン決定 ・完成納期は4月末となる。架装経費が、デザイン変更等に伴い増額となる。
H16.1.26	自動車の完成が4月末になり、予算繰越が必要なことを知事に報告（経営戦略局担当者が対応） 担当課長が出納長と打合せ ・予算の繰越について打合せをし、出納長から、知事の知人のデザイナーに依頼したことは話をしないよう指示があったとされる。

年月日	経 過 等
H16.1.29	委託業者から追加費用の積算資料提出
H16.2.13	委託業者から契約変更に関する願書提出
H16.2.17	変更契約協議を実施
H16.2.20	委託業者と変更委託契約締結 ・ 架装費を 2,988 千円増額し、27,453 千円となる。
H16.3.29	委託業者と変更契約協議と変更委託契約締結 ・ 履行期間の変更：3月31日から4月30日に変更する。
H16.4.27	納車及び給付完了検査

(ウ) デザインの変更について

アトラクション自動車「おはなしばけっと」架装等委託業務については、上記(イ)に記載のとおり、知事からデザイナーの安斎肇氏に「デザインを依頼したらどうか」という話があったことを契機として、デザインの変更が行われ、変更契約等が行われている。また、デザイン変更が原因となり、架装等委託業務に係る予算の繰り越しが行われている。

このデザイン変更に関する平成15年10月14日の状況等について、関係する証人は、以下のとおり証言している。

- ・ 教育次長であった杉本幸治証人は、「教育委員会を代表して、私が知事にデザイン案を話してこいということであったので、知事に話したところ、デザインで疑問があるなら、安斎氏という人がいるからデザインを見てもらったらどうかという話があった。」旨を証言し、「デザイン等を決めて、委託業者でやることになっていたため、簡単にはできることではなく難しいと思った。業者が了解しないことには進めない話であり、担当課に業者の了解が得られない限りは無理だという話をしたら、担当課から私に業者に連絡をしてくれという話があり、連絡をした覚えはある。」旨の証言を行っている。

また、事業の責任者については、「当然のことながら、教育長には全て報告しており、案件によっては教育長も入って打ち合わせもしている。みんなで相談した上で進めており、私と山岸氏だけで行うということではなく、組織としてやっていた。教育長には報告をしながら、私中心でやったことは間違い無い。」旨の証言を行っている。

- ・ 県教育委員会が業務を委託した法人の役員である今井竜吾証人は、「知事が、我々の出したものが気に入らないということで、新たに変えるという話があったと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 事業を担当していた文化財・生涯学習課長であった上原五夫証人は、「細部までは承知していなかったが、ある程度の流れは承知していた。」旨の証言を行っている。
- ・ 文化財・生涯学習課の調整幹兼課長補佐であった関谷則雄証人は、「教育長あるいは教育次長が、知事に相談して助言等を得ていた。それでそれに基づいて課へ指示してきたということで、変更等については、細部については承知していなかった部分もあるが、流れは承知していた。」旨の証言を行っている。
- ・ 文化財・生涯学習課の課長補佐兼生涯学習振興課長であった徳竹和幸証人は、「デザインを変更するということは、係として承知していた。デザインの変更等は、プロポーザル等の以降、直接のやりとり等はなかったが、変更等のことは承知している。」旨の証言を行っている。

上記（イ）に記載のとおり、同年10月30日に知事から安齋肇氏に全面的に任せられるように話しがあったとされているが、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 経営戦略局の担当者であった北原俊樹証人は、平成15年10月29日に安齋氏のデザイン案を受け取ったのかについて、「はっきりとした記憶はないが、おそらくデザインのファックスが届いて、知事に見せたのではないかと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 杉本幸治証人は、「いろいろの相談をしたのは事実である。その中で方法として、全体の事業費が2,000万円を超えていたと思うが、デザイン料は外から出すということがあるので、そういうことは可能ではないかという話が出たようには記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 文化財・生涯学習課の担当者であった山岸直樹証人は、「次長から課長か調整幹かのところへ連絡があって、そこから私に話があった。私が聞いている限りでは、知事に見せたけどなかなか難しかったので、安齋氏に失礼なことをしないで任せたらというような話を聞いたような記憶がある。」旨の証言を行っている。

安齋肇氏にデザインを依頼する際、田中知事に関係する政治団体の「田中康夫ネット」の代表であった平山誠氏と杉本幸治証人等が同年11月6日に面会しているが、その状況について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 北原俊樹証人は、「杉本教育次長から、今、持っているデザインを安齋氏に見てもらいたいがどうしたらいいかということで、私に相談があり、通常、安齋氏の窓口は、全部平山氏がやっているの、そちらに連絡をとってみるということで、話をした覚えがある。」旨の証言を行っている。
- ・ 杉本幸治証人は、「経営戦略局の仲介をするのが平山氏ということで、6日に行ったらどうかという連絡があったと記憶をしている。そのとき、本来は委託業者が行って話をすればいいと思ったが、安齋氏とのコンタクトまでは県でお願いしたいと言われたということもあり、平山氏のところには私と山岸氏が行ったと記憶している。安齋氏が今回のデザインを受けてもらえるか聞いていただきたいという話をしてきたと記憶している。」旨の証言を行っている。
また、「平山氏へは、車体や機能もこれ以上は変更できず、要はデザインだけしか変更できるところはないという条件でも安齋氏に引き受けてもらえるかの確認をとってもらいたいとお願いしたと思う。」旨の証言を行っている。

また、デザイン料について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 杉本幸治証人は、「平山氏から安齋氏に頼めばある程度の金額が必要となるかもしれないという話が出たかもしれないが、100万円という数字までは記憶はしていない。」旨の証言を行っている。
- ・ 北原俊樹証人は、「相場として安齋氏クラスのデザイナーにお願いした場合、大体どのくらいかかるのかを伺い、平山氏から100万円くらいではないかなと返事もらった。」旨の証言を行っている。
- ・ 山岸直樹証人は、「当時、安齋氏が受けてくれるかわからない状況であったことから、金額が幾らくらいと言ったら、100万円くらいではないかというニュアンスの話であった。」旨を証言し、「100万円程度ではないかというのはそのときの段階で、私の記憶では安齋氏と委託業者が契約をするので、そのときに調整をするということであり、少なくともその日に100万円と決まったという認識はない。」旨の証言を行っている。

平山誠氏を通じて安齋肇氏の内諾を得た県教育委員会は、上記(イ)に記載のとおりデザイン等を決定し、委託業者との変更委託契約締結等の事務手続きを行った。

以上の関係する証人の証言等を勘案すると、デザイン等の変更に関しては、県教育委員会の教育長、教育次長及び文化財・生涯学習課が組織的に関わっていたことが理解できる。

(エ) 変更契約について

アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務は、車体デザイン等の変更の関係で費用が増加するとともに納期に遅れが生じ、変更契約、予算繰越等の手続きが必要となった。

予算繰越の関係では、平成16年1月26日に、経営戦略局の担当者から指示を受けた文化財・生涯学習課長等が出納長に説明を行っているが、その状況について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 上原五夫証人は、「出納長に話をしたのは、『おはなしぱけっと号』は特殊車両で、道路や橋脚の繰越とは違うため、出納長の意見を伺いに行った。」旨を証言し、「思い出すと、デザイン等の話の中で、安齋氏が出ていたような覚えがある。」旨の証言を行っている。
- ・ 徳竹和幸証人は、「年度内は困難という状況が見えたため、予算の繰越等についてレクには伺ったと思う。車に関する予算を繰越することは経験がなかったため、繰越が可能かどうかを相談に伺った。多分そのときの経過の中で、安齋氏の話はしたと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 山岸直樹証人は、出納長が「知事の知人のデザイナーに依頼したことは、話をしないよう」発言したとされることについて、「出納長のところへ課長と係長がレクに行き、帰ってきたときに、そういう話があったということ聞いた。」旨の証言を行っている。

変更契約の関係では、県教育委員会は、委託業者から、その手続きに必要な追加費用の積算資料、契約変更に関する願書等を提出させている。

しかし、関係する証人の証言等において、記録として提出された平成16年2月13日付けの收受印のある契約変更願書の記載内容について、委託業者が県教育委員会に提出した文書と比較すると、何点か相違のあることが確認された。

その主要な相違部分は以下のとおりである。

おはなしぱけっと号仕様変更一覧表

・委託業者が提出した文書

	提案仕様		変更仕様
1	車体デザイナー及びキャラクターデザイン (委託業者のデザイナー名を記載)	1	デザイナーの変更 車体デザイン(委託業者のデザイナー名を記載) キャラクターデザイン 安齋 肇
2	キャラクター変更に伴う車体デザインの変更		(内容は省略)



・県教育委員会が提出した記録

	提案仕様		変更仕様
1	キャラクター変更に伴う車体デザインの変更	1	(委託業者が提出した文書の No2の内容を記載)

おはなしぱけっと号仕様変更詳細

・委託業者が提出した文書

	仕様変更後の詳細事項	変更金額
1	デザイナーの変更 キャラクター・車体・内装・付帯設備のデザイン変更を行うため、新たにデザイナー報酬及び変更修正費が別途発生する。	1,080,000 円
2	車体デザインの変更 (内容は省略)	650,000 円
3	車体デザイン変更に伴う車両の一部加工	本契約で処理

・県教育委員会が提出した記録

	提案仕様	変更金額
1	車体デザインの変更 (内容は省略)	1,730,000 円



このことについて、関係する証人は、以下のとおり証言している。

- ・ 今井竜吾証人は、変更願について、「これは違う。私どもの出した仕様書変更一覧は、私どもがプロポーザルを経て正式な手続をとったのにもかかわらず、デザインが気に入らないということでデザインを変えられてしまったことに対する抵抗として、変更願の1ページのキャラクター変更に伴う車体デザインの変更の前に、『車体デザイナー及びキャラクターデザイン』という項目を入れてある。それから、その横の1項として、デザイナーの変更ということで、キャラクターデザインは安斎肇氏であることを記載した文書が抜けている。」旨の証言を行っている。

また、「この仕事を完結するために、私どもは仕事を請け負った。我々は顧客から相談されれば、そのとおりにするしかない。私どもは、完成をさせるためにデザインを変えなさいと言われれば、自信を持って出したデザインなので、当然抵抗する。仕事をやりやすくしてあげるために、安斎氏に発注するのは当社からにした方がいいとは、私から申し出て、県としては、それはありがたいという話に当然なるはずである。私は良心で安斎氏のデザインも受け、私の方から発注することに関しても受けさせてもらった。仕事が終われば資料は捨ててしまうことはあるが、「おはなしぱけっと号」仕様変更一覧の、キャラクターデザインと車体デザインは残しておくべきだと思った。捏造されたかどうかはわからないが、今残っている資料の中で、項目、あるいは金額が間違っているのは事実である。」旨の証言を行っている。

- ・ 山岸直樹証人は、変更願の修正について、「記憶が定かでないが、もしかすると私が修正して、それで後日、今井氏に、こういう形で変更させてもらいたいと連絡を入れた気もするし、忙しくて連絡を入れるのを忘れてしまった気もする。私のメールアドレスへ送信されていたので、おそらく私以外の人は持っていなかったものだと思う。多分連絡を忘れてしまったのではないかと思うし、そういう意味では非常に軽率な行為であったと反省をしている。」旨を証言し、「何かを隠ぺいしようとしてやったわけではない。決裁を回す期限が来ていたのに、「おはなしぱけっと号」のプロポーザルが終わったあとの見積書には、車体のデザインという形になっていたが、変更願の関係で提出されたものには、新しくデザイナー等の言葉が出ており整合がとれないのではないかという指摘があり、決裁が途中でとまってしまったため、これ以上委託業者に迷惑をかけられないという理由であった。」旨の証言を行っている。
- ・ 上原五夫証人は、変更願が修正されたことについて、「決裁権者として、不適切だったと考えている。」旨を証言し、「この件については記憶にない。私からは特に話をした思いはない。」旨の証言を行っている。
- ・ 関谷則雄証人は、「この一番上の書類は見たような気はする。内容を見てと思うが、個々についてどういうことを話したかは覚えていない。」旨の証言を行っている。
- ・ 徳竹和幸証人は、「事業を進めるに当たり、相談等をする中で進めていたのが、ここの部分について記憶はない。」旨を証言し、「最初に見積書があったと思う。それが内容的には当初の契約と細部が出ないような状態で、それについて契約するときにはほかのものを出してもらったという話をした記憶はある。」旨の証言を行っている。

(オ) 知事の関与について

アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務の変更契約に関する田中知事の関与について、杉本幸治証人は以下の旨を証言している。

- ・ デザインが問題となっており、よりよいものをつくるため、(知事から)サジェスションを聞くのも、業者に納得してもらえならいいのではないかという思いでやっていた。
- ・ 私は、車両がより良いものになればいいという思いでやってきたが、結果的にこのようなことになってしまっていることは、非常に残念だと思う。

なお、平成 16 年 12 月定例会における文教企業委員会において、当時の瀬良教育長は、以下のとおり発言している。

【平成 16 年 12 月 15 日】

教育長 この検査結果を見て思いますことは、昨日はちょっと認識が違っておりました。知事のアドバイスとか、助言とか、そういうふうな範囲内ということだったんですけども、それを越えたものがあったというふうなことで、私としては教育委員会を預かる教育長として大変にこれは申しわけないと、大変責任を感じておるところでございます。心からおわびを申し上げたいと思います。

イ 調査結果

県教育委員会は、アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務をプロポーザル方式により、その委託業者を決定しているにもかかわらず、その車体デザイン等について、田中知事は、自らと親交があり知事のマスコット作成者である安斎肇氏に依頼するよう、県教育委員会に指示を行った。

車体デザイン等を依頼する関係では、県経営戦略局が調整を行い、田中知事に関係する政治団体「田中康夫ネット」の代表であった平山誠氏と県教育委員会関係者等が面談を行う中で、安斎肇氏へのデザイン依頼について平山氏に仲介を依頼し、デザイン料の確認等を行っている。

これらの車体デザイン等の変更に係る知事の指示等は、アドバイス、助言等を越えた関与であり、適正な契約手続きにより作業を進めていたアトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務への不当な介入であると考えられることから、ひいては県の入札制度に対する信頼を大きく損なう結果となったものである。

また、このデザイン等の変更に伴い、アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等委託業務の費用が増加し、作業工程に遅れが生じた結果、変更契約、予算繰越等の事務手続きが必要となった。

本委員会の調査の結果、デザイン等の変更に係る事務手続きの過程において、委託業者から提出された契約変更願書が県教育委員会の職員によって、その記載内容が変更されていた事実が明らかとなったが、このことは、結果的に車体デザイン等を行ったデザイナー名等を隠蔽することとなった。このような書類の変更は、県組織の事務処理として適正ではなく、本委員会として、その行為の違法性について疑義を持つところである。

また、アトラクション自動車「おはなしばけっと」架装等委託業務に係る車体デザイン等の変更については、田中知事、出納長、教育長をはじめとした教育委員会等が組織的に関与しており、田中知事に関係する政治団体の関係者の仲介も明らかとなったことから、この問題に関する県の意思決定の不透明さに疑念を抱かせるものとなった。

これらの事実経過により、田中県政の隠された実態が明らかとなったものと考えられ、不適正な事務処理等が行われていた事実も相まって、県民の県政への信頼を裏切る行為と考えられる重大な問題であると認められるところである。

ウ 事実認定における少数意見について

本委員会の事実認定における表決については、県議会委員会条例第15条の規定に基づき出席委員の過半数で決することとしたが、全会一致で認定されたものと、賛否が分かれ、賛同できないとする少数意見があったものもあった。